

監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
監査基準委員会報告書 210	監査基準委員会報告書 210
監査業務の契約条件の合意	監査業務の契約条件の合意
2011年 12月 22日 改正 2014年 4月 4日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 2月 27日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 最終改正 2022年 6月 16日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第70号)	2011年 12月 22日 改正 2014年 4月 4日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 2月 27日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 1月 14日 最終改正 2021年 6月 8日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第70号)
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)
《Ⅱ 要求事項》 (省 略)	《Ⅱ 要求事項》 (省 略)
《Ⅲ 適用指針》 《1. 本報告書の範囲》 (第1項参照)	《Ⅲ 適用指針》 《1. 本報告書の範囲》 (第1項参照)
A1. <u>品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」第30項は個々の契約の新規の締結や更新に関する監査事務所の責任を定めている。監査契約の締結その他の監査人が管理する事項における関連する職業倫理に関する規定(独立性に関連するものを含む。)に係る監査人の責任は、監査基準委員会報告書220第16項から第21項に記載されている。本報告書は、企業が管理する事項で、監査人と企業経営者の合意が必要となる事項(又は前提条件)に関する実務上の指針を提供している。</u>	A1. <u>保証業務(監査業務を含む。)の契約は、依頼されている業務が保証業務として成立する一定の特徴を有しており、業務実施者が独立性や職業的専門家としての能力を含む職業倫理に関する規定を遵守できると判断した場合にのみ、新規に締結又は更新することができる。監査契約の締結その他の監査人が管理する事項における職業倫理に関する規定に係る監査人の責任は、監査基準委員会報告書220第8項から第10項に記載されている。本報告書は、企業が管理する事項で、監査人と企業経営者の合意が必要となる事項(又は前提条件)に関する実務上の指針を提供している。</u>

新	旧
<p data-bbox="795 302 908 331">(省 略)</p> <p data-bbox="249 390 415 420">《IV 適用》</p> <p data-bbox="795 436 908 466">(省 略)</p> <p data-bbox="264 483 1457 869"> <u>本報告書（2022年6月16日）は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。</u> <u>なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。</u> </p> <p data-bbox="1317 928 1442 957">以 上</p>	<p data-bbox="2050 302 2163 331">(省 略)</p> <p data-bbox="1510 390 1676 420">《IV 適用》</p> <p data-bbox="2050 436 2163 466">(省 略)</p> <p data-bbox="2576 928 2700 957">以 上</p>

以 上